

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県スマート林業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高度化された地形及び森林資源の情報並びにICT等先端技術を活用したスマート林業を推進するために、先進技術等の普及、活用できる人材育成、効率的な森林調査等による森林経営管理制度の円滑な運用及び森林の集約化に必要な機器等の導入を行う林業事業体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第4条 補助事業者は、別記第1号様式による事業計画書を作成し、知事に提出しなければならない。なお、事業計画の変更又は中止が生じた場合は、知事と協議をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の事業計画書の提出があった場合において、その内容を別表第3をもとに審査した上で、予算の範囲内で優先度の高いものから順に、これを承認するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第2号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めたときは、別記第3号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その

他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
 - (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
 - (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守するとともに、その行為態様及び社会的影響を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならないこと。
 - (10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記第4号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 変更等の承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業者の名称の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 計画目標の変更
- (4) 補助金額の増額又は事業費の額の30パーセントを超える減額

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第5号様式による遂行状況報告書を、知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、知事に報告しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

4 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合又は明らかにならない場合であっても、その状況等について、翌々年度の5月末日までに同様式により知事に報告しなければならない。

(利用効果調査)

第10条 補助事業者は、補助事業により導入した機器等については、別記第8号様式により、当該補助事業の完了した年度を含め4年間、翌年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の規定により利用効果調査報告書の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該補助事業者に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

(書類の提出)

第11条 補助事業者が知事に提出する書類は、所轄の林業事務所長（嶺北林業事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長）を経由して正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が別途資料等を求めた場合、速やかに提出しなければならない。

(グリーン購入等)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グ

リーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助額
林業事業体 (県内に事業所を有している者に限る。)	森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査に必要となるソフトウェア並びに機器等の導入に要する経費。ただし、補助対象となる工具等については、別表第2に定めるとおりとする。	2分の1以内 補助の上限 200万円/事業体

(採択要件等)

- 1 補助事業者は、別に定める「森林情報デジタル化推進委託業務」で県が実施する研修会に参加し、活用方法等についての知識を習得した者が属する事業者に限る。なお、過去3年間に実施（「QGISスタートアップ研修会」等）した同等の研修会に参加した場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、本事業により導入するスマート林業技術等の普及に努めるものとする。また、行政機関、林業関係者等がスマート林業技術等の展開を図ることを目的として実施する講習会や研修会等において、本事業により得られた成果の公開、発表等に積極的に取り組むものとする。
- 3 本事業は、買い切り型の機器等の導入が対象であり、サブスクリプション型等といった機器等の使用料及び通信料は補助対象外とする。また、既存の機器等の更新は、本事業の補助対象外とする。
- 4 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、原則として複数の入札者を指名して競争入札（見積書の徵収による場合を含む）により行うこととする。なお、複数の入札者の指名が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。
- 5 本事業により導入する機器等については、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を対象とするものに限る。）の加入に努めるものとする。また、適切な盗難防止対策を確実に実施することとする。

別表第2（第3条関係）

工種等	単位	内容等
高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	解析用システムとして森林GIS(QGISを含む)等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するもの。
情報通信端末機	台	高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等。
オルソ画像化ソフト	式	ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一的な活用ができる場合は、この限りでない。
ドローン (森林調査用)	台	空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものであって、オルソ画像化ソフト等と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一的な活用ができる場合は、この限りでない。また、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
林内測量機器	台	GNSS受信機及び地上レーザースキャナー並びに林内測量機器と一緒に用いられる解析用ソフト等。
林内衛星通信機器	台	通信環境が行き届いていない森林内において、衛星回線を利用したインターネット接続を行うために必要な衛星通信機器等。
その他		作業道設計ソフト、空中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。